

特定非営利活動法人鈴鹿市スポーツ協会スポーツ功労者表彰規程

(趣 旨)

第1条 特定非営利活動法人鈴鹿市スポーツ協会（以下「本会」という。）の運営及び事業の遂行に貢献した者、並びに鈴鹿市のスポーツ振興に寄与した者の表彰に関して必要な事項を定める。

(表彰の基準)

第2条 表彰の基準は、次のとおりとする。

- (1) 本会の会長、副会長、理事長、専務理事、理事又は監事のいずれかに通算して10年以上在職し本会の発展に寄与した者
 - (2) 加盟競技団体等の役員として通算して10年以上団体等の発展に寄与した者
 - (3) 加盟競技団体等の指導者でスポーツ振興に通算して10年以上寄与した者
 - (4) 優秀選手の育成に顕著な功績があった者
 - (5) 本会運営上特に顕著な貢献をしたと本会会長が認めた者及び団体
- 2 スポーツ功労者表彰は、同一人につき一回限りとする。
- 3 スポーツ功労者表彰の第1項の表彰のうち(1)の表彰は退任後とする。

(表彰者の推薦)

第3条 本会の会長又は本会所属の加盟競技団体等の代表者は、推薦用紙（第1号様式）に必要な事項を記入し、別に定める日までに、事務局へ提出するものとする。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者の決定は、本会会長が理事会の承認を経て決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰の方法は、表彰状を授与し、記念品を贈呈することとする。

(表彰の期日)

第6条 表彰は本会の通常総会の場合で行う。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。